

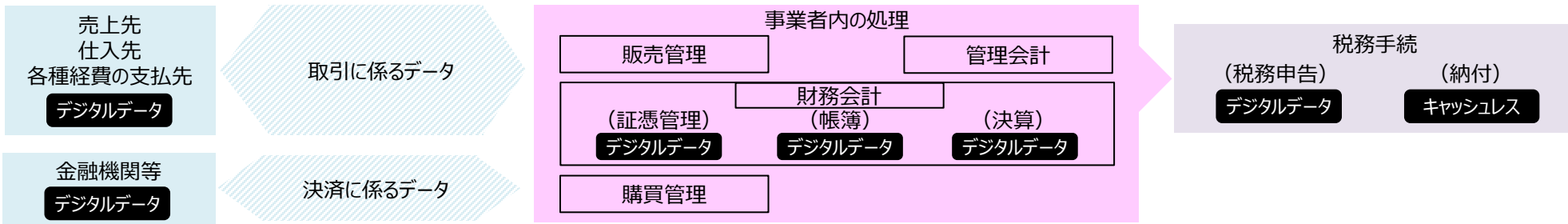
# 納税環境整備に関する研究会における主な意見等の整理（概要）（令和5年11月）

## 1. 社会全体及び税務手続のデジタル化の推進

### (1) 社会全体のデジタル化と税務関連情報のデジタル化

- 政府全体でデジタル行財政改革を推進し、税務・会計・取引など公共機関と民間領域の一体的なデジタル完結の推進に取り組むこととされている。
- 近年、クラウド会計ソフト等の普及に伴い、事業者におけるデジタル化が進展。国際的な議論では、取引先との授受から事業者内の処理、税務手続まで電子データで処理されること等によって、納税者のコンプライアンス負担が軽減されるといった考え方が示されている。

（対応の方向性） 主な意見	中長期	<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 将来的には仕入れ・販売から税務・会計まで人の手を介さない形で一気に通貫でデジタル化されることが理想。</li><li>➢ 事業者にとってメリットのあるネットワークを構築すれば、自然と普及していくと考えられる。</li><li>➢ 国際的な議論においても、OECD「税務行政3.0（Tax Administration 3.0）」（2020）で示された税務行政の将来像を目指していく方針が示されており、日本においても進めていくべき。</li></ul>
	短期	<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 現状、販売管理と証憑管理のシステムが連携しておらず、独立した個々のツールで対応しており、シームレスになっていないことが課題。</li><li>➢ 様々なシステムを併存させて多面的にデジタル化を進めることが現実的ではないか。</li></ul>



（注1） 税務当局は、デジタル化により、より多くのリソースを必要性の高い分野や悪質な事案に重点化することが可能となる。事業者において取引情報の授受や帳簿の保存がデジタルデータで行われることを通じて、納税者の負担軽減の観点も踏まえ、リモート調査やe-Tax等を利用した帳簿書類のやり取り等、更なる税務調査の効率化等を図っていくべき。

（注2） 事業者の税務・会計や取引に係るやり取りに関する関係者（税務当局・税理士等）の関わりが重要。

### (2) 納税者・税務当局間の手続のデジタル化

- GビズIDとの連携によるe-Taxの利便性向上及び処分通知等の電子化について更なる取組を行う方針が示されているほか、法定調書の電子提出を一層進めていくための措置等について検討することが必要とされている。

主な意見 （取組に 当たっての 留意点等）	<ul style="list-style-type: none"><li>➢ GビズIDとe-Taxとの連携において、事業者内のセキュリティの確保が図られるべき。</li><li>➢ 処分通知等の電子化については、納税者が処分通知等を見逃さないよう、納税者が十分に理解して電子交付に同意できるようにすべき。また、スパムの増加等のセキュリティ上のリスクについても勘案する必要。</li><li>➢ 源泉徴収票が電子提出され、そのデータをマイナポータル連携により取得できるようになることは利便性向上に資するため、進めるべき。</li></ul>
--------------------------------	---

# 納税環境整備に関する研究会における主な意見等の整理（概要）（令和5年11月）

## 2. 納税におけるコンプライアンスの確保

### （1）加算税制度関係

- 申告後に納税者が税額の減額を求めることができる更正の請求において、架空の領収書等の作成といった仮装・隠蔽が行われているものの、現行制度上、重加算税を課することができず、通常の過少申告加算税が課される事例が把握されている。
- 更正の請求期間の延長（平成23年12月改正）に伴い、改正前と比べて更正の請求の処理件数が増加しており、仮装・隠蔽に基づく更正請求書が提出される蓋然性が高まっている。

主な意見

- 更正の請求も申告納税方式の一部であり、申告秩序を維持する観点から、重加算税を課すことは理論的に問題はない。不納付についても重加算税が課されており、狭義の申告秩序に限らず重加算税が法制化されている。申告秩序に反する更正請求書の提出が行われたことをもって、重加算税を課すことが考えられるのではないか。
- 一般論として、現行法が前提としている立法事実が変化すれば合理的な範囲内で修正することはよくある話であり、仮装・隠蔽に基づく更正の請求に対して重加算税を課すことに賛同。
- 本来であれば更正の請求に係る調査により、不正な還付が行われないようにすることが理想。他方、更正の請求の処理に係る現状については理解。不正な還付が行われないう、更正の請求に係る調査については引き続き適切に対応いただきたい。

### （2）徴収手続関係

- 大多数の納税者は期限内納付を行っている中、法人の代表者が不正に申告を行い、法人の財産を散逸させて納税義務を免れ、現行の徴収手続では滞納となった国税の徴収が困難な事例が把握されている。

主な意見

- 現行の無償又は著しい低額の譲受人等の第二次納税義務を適用できない場合に、これと類似した形で、悪意等は要件とせず、法人の代表者による法人からの財産の移転を捉えて第二次納税義務を課すことが考えられる。
- 現行の第二次納税義務制度では欠けている面もあり、事例にあるような代表者に対して第二次納税義務を課すことは合理的。
- 明らかに悪質な脱税等の事案に対応するための法制度とすべき。

- 近年、経済取引の国際化等に伴う脱税の手段の複雑化・巧妙化のほか、証拠物等のデジタル化の急速な進展により、査察調査の期間が長期化する傾向にある。こうした中、保全差押えの解除期間の経過までに税額の確定がないため、保全差押えが解除され、対応が困難な事例が把握されている。

主な意見

- 保全差押えは、昭和34年の国税徴収法改正により創設されているが、査察調査が2年以内に終了した事案は90%程度であることを踏まえ、保全差押えの解除期間を2年に延長することが適当。
- 保全差押えの解除期間を延長するのであれば、保全差押え以外の保全措置についても平仄をとる必要があるのではないか。

## （参考）暗号資産等報告枠組み（Crypto-Asset Reporting Framework）

- 分散型台帳技術を使用する暗号資産等を利用した脱税等のリスクが顕在化したことを受け、令和4（2022）年に、O E C Dにおいて、暗号資産等の取引や移転に関する自動的情報交換の国際標準である暗号資産等報告枠組み（CARF;Crypto-Asset Reporting Framework）が策定された。
- これに基づき、各国は、国内の暗号資産取引業者等に対して非居住者の暗号資産等の取引情報等に関する報告義務を課し、税務当局間における租税条約等に基づく自動的情報交換を行うことが求められている（令和9（2027）年の初回交換実施に向けたタイムスケジュールを議論中）。